

中之条町浄化槽設置整備事業費補助金の申請について

中之条町役場 企業課 下水道係 (直通：0279-75-8832)

補助対象地域において浄化槽を設置し、補助金の助成を受けたいときに申請してください。

ただし、予算が限られているため全ての者に交付できない場合も有ります。

※10月以降に申し込まれる場合は、必ず連絡をしてください。

補助対象地域

町内全域 (ただし、四万・沢渡・横尾特定環境保全公共下水道認可区域並びに中之条公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域、浄化槽市町村整備推進事業区域の地域を除く。)

補助対象者: 中之条町の住民又は、年度内に中之条町の住民となる方 (住民票の異動をすること。)

補助対象家屋: 住宅, 住宅兼店, 住宅兼事務所 (店・事務所・別荘等は対象外)

補助金限度額

1 人槽区分	2 新設の限度額	3 転換の限度額	4 宅内配管工事費補助に対する限度額	
			単独浄化槽からの転換の場合	汲み取り槽からの転換の場合
5人槽	196,000円	279,000円	300,000円	100,000円
6～7人槽	252,000円	360,000円	300,000円	100,000円
8～10人槽	334,000円	477,000円	300,000円	100,000円

※「新設」とは、浄化槽を新規に設置する場合

※「転換」とは、「単独処理浄化槽」又は「くみ取り槽」を原則撤去し浄化槽を設置する場合

※1 宅内配管費に対する加算補助金の算定は、宅内配管工事費を3で除した額に(1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)3を乗じた額とする。

2 くみ取り槽からの転換の場合は、宅内配管工事費を3で除した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。1

申請書類 (工事着工前に提出)

- ・補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・建築確認通知書の写し又は浄化槽設置届の写し (土木事務所等の審査機関を経由したもの)
- ※添付書類一式 (浄化槽仕様書, 誓約書, 案内図, 配置図, 浄化槽認定書等), 変更届一式
- ・登録浄化槽管理票 (C票) 及び登録証の写し (浄化槽メーカー発行)
- ・保証書登録証「市町村用」 (群馬県浄化槽協会発行・吾妻支部を経由したもの)
- ・浄化槽設備士免状の写し (必要に応じて浄化槽設備士特別講習の終了証書の写し)
- ・工事見積書の写し (浄化槽設置工事費と宅内配管工事費が確認できるもの)
- ・誓約書 (様式1)

実績報告書類 (工事完了後に提出)

- ・実績報告書 (様式第4号)
- ・補助金交付請求書 (様式第6号)
- ・チェックリスト (浄化槽設備士の確認印漏れのないように)
- ・保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ・浄化槽法定検査申込書の写し
- ・工事代金請求書の写し又は領収書の写し
- ・配置図は変更した場合のみ
- ・工事写真 (工事写真撮影要領を参照)

※転換の追加書類

- ・浄化槽使用廃止届出書の写し「環境森林事務所の受付印があるもの」(単独処理浄化槽の場合)
- ・「単独処理浄化槽」又は「くみ取り槽」の状況写真(工事写真撮影箇所及び要領を参照)
- ・転換の確認書(様式2)

※**工事着工前に現地確認、完成後は検査を行いますので事前に日程調整の連絡をしてください。**

※工事場所については、公共下水道・農業集落排水との位置関係を把握しておいてください。

注) 記入例に習い申請書を作成してください。申請に不備が有りますと補助金交付の取り消し、補助金の返還を命ずることが有りますので注意してください。

六合地区の浄化槽補助金の手続きについて

平成25年度より、六合地区の浄化槽補助金の手続き等は中之条町役場・企業課が窓口となります。

申請書等の提出は下記のとおりとなります。

記

1. 補助金交付申請書の提出及び現地確認について

交付申請書の提出前に企業課に連絡、六合支所で待ち合わせをし、交付申請書の審査と現地確認を同時にします。

2. 補助金実績報告書の提出及び検査について

実績報告書の提出前に企業課に連絡、六合支所で待ち合わせをし、実績報告書の審査と検査を同時にします。

※提出書類は郵送でもかまいません。後日、現地確認又は、検査の日程を調整し実施します。